

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	萩原 浩史 (はぎわら ひろし)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第1284号
○授与年月日	2018年9月25日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	相談支援の基本構造と形成過程—精神障害を中心に—
○審査委員	(主査) 立岩 真也(立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 美馬 達哉(立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 松原 洋子(立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 竹端 寛 (兵庫県立大学環境人間学部准教授)

### <論文の内容の要旨>

本論文の目的は、障害福祉施策が1990年代以降、相次いで見直しになった背景を追いつつ、現在、障害福祉サービスの中心に位置づけられている相談支援の形成過程を明らかにすることである。とりわけ独自の歴史的な背景がある精神障害に焦点をあてる。相談支援は、財源、目的、実施主体などが異なる複数の事業で構成されている。さらに制度の変更・継ぎ足しにもよって、複雑かつ難解な制度になっている。しかしながら、これまでとそのときどきの制度が紹介され、その量的拡大・質の向上が繰り返され唱えられることはあったが、政策や財政の問題と結びつけて語られることはなかった。本論文は、相談支援の形成過程を社会保障政策の視点から体系的・通史的に明らかにすることで、実践現場への還元と発展に貢献することを目指す。

論文の構成は以下。序章、第1章「相談支援の概要」、第2章「社会保障政策の変遷と相談支援・1996年～2006年」、第3章「精神障害者地域生活支援センターの事業化——全精社協と社会復帰施設」、第4章「ケアマネジメントの導入をめぐる迷走」、第5章「社会的入院者への退院支援——大阪府の試みと、その顛末」、第6章「相談支援体制の再編——大阪市の場合」、終章。

第1章では、相談支援を構成する各事業の目的、対象、支援の内容など、法制度上の位置づけが確認され、その基本的な構造が整理される。また、既存の文献が示した相談支援の課題およびその解決策の妥当性について検証する。第2章は、相談支援が予算事業にな

った1996年から障害者自立支援法が施行された2006年までの社会保障制度改革の変遷を追う、社会保障政策と相談支援との関係について明らかにする。

第3章から第5章では、のちに相談支援に組み込まれることになる3つの事業（精神障害者地域生活支援センター、ケアマネジメント、退院支援）が変容していく過程が、それぞれの時系列に沿って検証される。第3章は、相談支援の原型である精神障害者地域生活支援センターの予算事業化から廃止に至る経過を詳述し、再編の理由と背景について検証する。第4章は、障害分野にケアマネジメントが導入されるまで約10年を要した経過を確認し、ケアマネジメントが相談支援と同義に位置づけられるようになった理由を明らかにする。第5章は、精神科病院での社会的入院者への退院に向けた取り組みと理念が形骸化していく過程を検証し、退院を阻害している今日的要因について検討する。さらに第6章では、相談支援体制が身体・知的・精神障害の各障害について同じ体制における対応（三障害ワンストップ）に再編されたことが市町村に与えた影響について、おもに大阪市における経過から考察される。結果として、なかでも精神障害への対応が困難になってしまったことが示される。

こうして本論文では、相談支援の形成過程が1990年代以降の社会保障制度改革の影響を受けていること、財政上の問題と隣合わせだったこと、相談支援の現場が把握されないまま制度改定が繰り返されたこと、サービスの計算可能性・説明可能性という制約が強くなりその不適合はさらに強まったこと、業界・学界が有効な対案を提示できなかったこと、提示できるだけの体制を有することができなかったことが確認された。さらに今後に残された研究課題を示し、本論文は終わる。

#### <論文審査の結果の要旨>

かつてソーシャルワークと呼ばれたものは、社会変革を一方で掲げながら、個別の人、個別の場合に個別に対する不定形の仕事だった。むしろそれは危険な介入の道具でもありうるのだが、それでも、困難に面する人たちに必要なものではあったし、仕事する人たちは困難なその仕事を行ってきた。しかしその仕事は、その仕事に実際に携わっている人たち以外にはあまり知られていないことだが、そして「地域移行」といった言葉が繰り返し言われて世の中はその方向に動いているように見えているかもしれないのにもかかわらず、むしろ機能しなくなってきた。長く現場でこの仕事に従事してきた筆者は、それを感じ、その由縁を研究した。制度や、その複雑さ、度重なるその変更もその一因となって、これまでは、研究者の書くものも、その制度（のその都度の変更）の解説の類がほとんどを占め、本格的な研究は皆無であった。本論文は、ようやく、その複雑怪奇とも言える歴史と現状を把握して示す最初の本格的な達成であり、その大きな意義を審査委員会は認め、博士論文としての水準に達していることを認めた。そして本論文は最初の論文であることによって、その論文に求められる条件を満たし責任を果たしている。すなわち、最初の真つ当な研究は、後続する研究に対する道標であるに足る質と量を備えていることが求めら

れるのだが、本論文はその条件を満たしているのである。

こうして高く評価した上で、研究対象が継ぎ接ぎを重ねた整合性のない制度であるがゆえに仕方がないことではあるのだが、それでも可能な限り、その全体を読者が理解できるようにしてほしいという当然の希望が審査員から出され、筆者はそれに応えた。わかりにくい制度の全体について、そしてその全体がつねにわかりにくい状態であるまま変容していくという厄介な変容について、極力わかりやすく図示し、文章で補足してくれた。その上で、国と地方自治体との間の責務・権限の分割のあり方を示し、さらに、とくに極端に短い時間の間に「改革」がなされた大阪府に起こったできごとを示した。ここまでで十分な達成である。しかしそれにしても、次に一つ、何がこの機能しない仕組みを作り維持しているのかである。そしてそれは著者自身の問いでもあった。

まず社会保障改革、財政改革が言われる。ただそれは大きくは当たっているとしても、「相談支援」を巡って起こったのは、たんなる「削減」の営みの一部であったのかと問われる。例えば、精神病院と診療所とそこでの医療は、医療としてどれほど機能しているかはともかく、多くの予算が投じられているのではないかと指摘されよう。こうした問いがあることを著者は自覚しているが、この部分についての検討はさらに可能であるだろう。

ただ、この問い（への答え）に関わっている可能性のある契機をも、筆者は本論文で示している。一つは、職能団体、学会等の機能不全である。まず、業界・学界が2000年の介護保険開始の時期に喧伝された「ケアマネジメント」という仕事・仕事の枠組に乗ってしまったことを本論文は示している（第2章）。そしてまた、その後には、そうした団体（全国精神障害者社会復帰施設協会＝全精社協）そのものが、厚生労働省からの受託事業の経済的破綻を受けて消滅してしまったその顛末を記している（第3章第5節）。ソーシャルワークを標榜し、地域移行を掲げた勢力が何をしてきたか、むしろ何をして（できて）こなかったかもまた本論文は示しているのであり、この点でも、今後の（著者本人も含む）研究者たちの研究に多くのものを本論文は渡すことができている。審査委員会は合わせてこの点も評価した。

以上により、審査委員会は一致して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

本論文にかかわる口頭試問は2018年6月6日（水）13時より14時半まで、創思館302教室において審査員4名によっておこなわれ、公開審査として、公聴会が7月17日（火）、14時50分から15時50分まで創思館カンファレンスルームにおいて審査員4名と多数の聴衆の参加によっておこなわれた。

申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。

本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学識を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適切と判断する。